

1. 改正の内容

相互接続防止コネクタ導入通知に基づき、硬膜外投与用針及び脊髄くも膜下・硬膜外針の小口径コネクタに適用される規格を ISO80369-6 とするため、別添のとおり、承認基準を改正する。

2. 承認基準の不適合品の取扱いについて

本承認基準の「適用範囲」に該当する硬膜外投与用針及び脊髄くも膜下・硬膜外針であって、当該承認基準に適合しないものについては、「医療機器の製造販売承認申請について」(平成 26 年 11 月 20 日付け薬食発第 1120 第 5 号厚生労働省医薬食品局長通知) における承認基準なし(承認基準不適合) の取扱いとなる。ただし、経過措置期間においては、本基準に適合した製品と改正前基準通知により定める基準に適合した製品を承認申請書に併記して申請する場合、承認申請通知における承認基準ありの取扱いとして差し支えない。

3. 既承認品の取扱いについて

既に承認を受けている硬膜外投与用針及び脊髄くも膜下・硬膜外針のうち、承認基準に適合しないものについて、承認基準に適合させるための承認事項の一部変更申請を別途行う必要はないが、相互接続防止コネクタ導入通知に基づき経過措置期間中に必要な変更手続きを行うこと。

なお、既承認品に係る今後行われる承認事項の一部変更申請は、変更後の製品が本基準に適合しない場合、2 に定める取扱いとなることに留意すること。

4. 適用期日

本基準は、本通知の発出日から適用する。ただし、経過措置期間に承認申請された品目に係る承認基準については、なお従前の例によることができる。



4.7 エチレンオキサイド滅菌残留物

エチレンオキサイドガスで滅菌された硬膜外投与用針及び脊髄くも膜下・硬膜外針は、**JIS T 0993-7** に適合しなければならない。

4.8 包装

JIS T 3304 の 11 「包装」による。

5 表示

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）で求められる直接の容器等への記載事項に加え、**JIS T 3304** の 12 「表示」の事項を記載すること。

なお、**ISO 594-1** 又は **ISO 594-2** に規定されるコネクタを有する製品との取り違い等を防止するために、直接の容器等に「**ISO 80369-6**」の文字を記載する等の適切な方法により、**ISO 80369-6** に適合した製品であることを識別できるようにすること。

